

Intellectual Property Newsletter No. 82



Contents

法改正

不正競争防止法の改正

審決取消

阻害要因を認定し進歩性を肯定した事例

知財高裁(4部)令和5年8月24日判決〔塗装機器事件〕

商標

イエローステッチに係る位置商標について、商標法3条2項に該当しないとされた事例

知財高裁(2部)令和5年8月10日判決〔イエローステッチ事件〕

著作権

YouTube動画キャプチャ画像の無断利用事案における利用料相当額(著作権法114条3項)

知財高裁(2部)令和5年7月13日判決〔令和の虎キャプチャ画像ブログ記事事件〕

セミナーのご案内

事務所 *News*

法改正

不正競争防止法の改正



平野 恵稔

PROFILEはこちら

先の国会(第211回国会)で「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が可決され、不正競争防止法(“不競法”)、商標法、特許法、意匠法等が改正され、そのうち商標法の改正について[本ニュースレター79号](#)で概要をお知らせしましたが、今号では、不競法の改正についてその概要をお知らせします。

1. 限定提供データの定義の明確化

平成30年改正法(令和元7月1日施行)で、ビッグデータを有する事業者が、そのビッグデータを他者と共有・利活用する事業を行うことができるように、ID・パスワードなどの管理を施して提供されるデータ(限定提供データ)を不正に取得・使用等する行為が「不正競争」とされました。限定提供データとして保護されるためには、①限定提供性(業として特定の者に提供すること)、②相当蓄積性(電磁的方法で相当量蓄積されていること)、③電磁的管理性(パスワード等でアクセスが制限されていること)の3要件が必要です。そして、限定提供データは、営業秘密(不競法2条6項)と保護が重複しないように、「秘密として管理されているものを除く」と定義されました(同7項)。制度創設時には事業者は、他者と共有するビッグデータについて、秘密管理しないものを対象とすることが想定されていましたが、現実には、秘密管理しているビッグデータについても「限定提供データ」として利活用する事業者があります。事業者が、ビッグデータを秘密管理して、そのビッグデータが非公知である場合は、営業秘密で保護されますが、秘密管理しているにもかかわらず、公知になってしまったビッグデータは営業秘密で保護されなくなり、現行法の限定提供データの定義にもあてはまらず、事業者は、何も保護を受けることができなくなります。

そこで、不競法2条7項の「秘密として管理されているものを除く」とする定義を、「営業秘密を除く」と改正されました。

2. デジタル空間における形態模倣行為の防止

不競法2条1項3号では、形態模倣した商品の譲渡等を「不正競争」と定めています。現行法は、有体物の商品を想定していますが、最近では、デジタル空間においてデジタル上の衣服、小物、バッグなどが取引されることが活発になってきており、デジタル空間上の商品の形態模倣行為も規制対象とする必要がでてきました。

そこで、現行法の同号が、「他人の商品の形態・・・を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為」を不正競争としていることに加えて、「(他人の商品の形態・・・を模倣した商品を)電気通信回線を通じて提供する行為」も不正競争とする改正を行いました(この改正により「商品」に無体物が含まれることは当然のこととなりました)。

3. 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充

現行法では、日本企業従業員の外国公務員に対する贈賄行為は、①日本国内での行為は国籍を問わず処罰する(属地主義)、②日本国外の行為は日本人のみ処罰する(属人主義。不競法21条10項)こととしていました。改正法では、海外での贈賄行為を従業員の国籍を問わず処罰可能とし、外国人従業員による単独行為も処罰することとしました(同条11項)。結果として、その外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰できることとなりました(22条1項1号)。また法定刑が、自然人に対し、罰金500万円以下、懲役5年以下から、日本の刑罰法制での最高額である罰金3000万円以下、日本の経済犯罪の最長期間である懲役10年以下に引き上げられ(21条4項4号)、法人に対し、罰金3億円以下から、日本の刑罰法制での最高額である罰金10億円以下に引き上げられました(22条1項1号)。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

4. 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

現行法では、海外がからむ営業秘密侵害事案の民事訴訟(差止・損害賠償請求)手続で、日本国内の裁判所で裁判ができて、日本の法律(不競法)が適用されるかどうかは、事案によっては不明確であるとされていました。すなわち、国際裁判管轄は、裁判所が、民事訴訟法3条の3、8号の不法行為に関する訴えとして、「不法行為があった地」(通説では不法行為地および結果発生)が日本であるかどうか等を判断します。また、準拠法は、裁判所が、法の適用に関する通則法17条の不法行為の準拠法として、「加害行為の結果が発生した地」が日本であるかどうか等を判断します。その判断については判例・通説というものがなく、事案によって不明確であるとされていたのです。そこで、改正法では、日本国内で事業を行う営業秘密保有者の、日本国内において管理されている営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為も日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴できることを明確化しました(ただし、その営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されているものである場合には裁判所が個別に判断することになります。19条の2)。

5. 営業秘密・限定提供データの保護の強化

営業秘密・限定提供データについて、現行法では特許法と同様の「侵害品の販売数量×被侵害者の1個当たりの利益」を損害と推定する規定はありましたが、令和元年特許法改正で設けられた、被侵害者の生産販売能力超過分の損害額についての定めがありませんでした。また、現行法では営業秘密についての損害の推定規定は技術上の秘密に限定されていました。改正法では、特許法と同様に、生産販売能力超過分の販売数量について、営業秘密等保有者は、侵害者に営業秘密等をライセンスしたとみなして、使用許諾料相当額の損害賠償額を得ることができる旨、追加され、また、営業上の秘密にも推定規定が適用されることになりました。さらに、現行法では「物を譲渡」する場合に限定されていた対象を、「データや役務を提供」する場合にも拡充しました。(以上5条1項)。その他、使用等の推定規定が拡充されました(5条の2)。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

阻害要因を認定し進歩性を肯定した事例

石津 真二
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和5年8月24日判決(令和4年(行ケ)第10100号)裁判所ウェブサイト〔塗装機器事件〕

裁判例はこちら

1. 本件発明及び事案の概要

本件は名称を「塗装機器および塗装方法」とする発明(「本件発明」)に係る特許(「本件特許」)について、本件特許の各請求項5、12、18、21、22、26、28、36及び37に係る発明(「本件各対象発明」)につき、Xが特許法29条2項違反(甲1文献に基づく進歩性欠如)、36条6項1号違反(サポート要件違反)、同項2号違反(明確性要件違反)及び同項3号違反(簡潔性要件違反)を理由として、特許無効審判(無効2021-800046号事件)を請求したところ、無効審判請求中に特許権者であるYが行った訂正が認められたうえ、無効審判請求が特許庁で棄却された後、Xが審決取消訴訟を提起しましたが、Xの請求はいずれも棄却された事案です。

以下では、進歩性欠如の点に絞って解説をいたします。

本件各対象発明は、塗料で車両部品を塗装する塗装機器に関するものであり、共通の構成として、以下の構成を備えています。

塗装剤を塗布する塗布機器を有し、塗料で車両部品を塗装する塗装機器であって、

前記塗布機器が、少なくとも1つの塗装剤ノズル…から前記塗装剤を吐出するプリントヘッド…であり、

前記プリントヘッドが、ノズル列に配置された塗装剤ノズルを有し、

それぞれのノズル列がいくつかの塗装剤ノズルを含み、

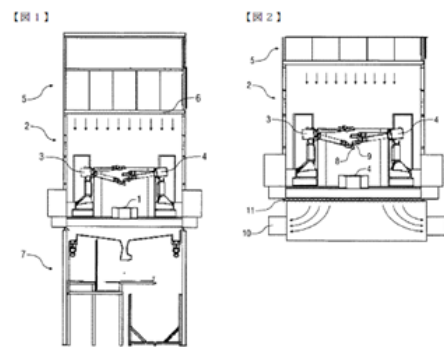
前記塗装剤ノズルの全てが前記車両部品に同一の塗装剤を塗布し得るように、さまざまな前記ノズル列の前記塗装剤ノズルが、塗布される前記塗装剤が供給される塗装剤供給ラインと一緒に接続され、

前記プリントヘッドが搭載される多軸ハンドを有する多軸ロボットによって前記プリントヘッドが位置決めされ、

前記プリントヘッドが、少なくとも1 m²/分の面積塗装性能を発揮するように構成される、)

ことを特徴とする塗装機器

かような本件各対象発明は、以下の右図(本件特許明細書【図2】)にその断面図が示されている。従来技術の断面図である左図(本件特許明細書【図1】)と比較すると、本件各対象発明は、塗装効率を上げ、オーバースプレー(狙った塗装物に塗料が付着せずに、その周囲(前後左右)に塗料の噴霧が飛散し、付着してしまう状態)を避けるとともに、排水部(左図の7)を省くことができることとされています。



2. 甲1発明及び特許庁の判断

主引例(甲1)は、米国特許出願公開第2007/0062383号明細書です。甲1発明は、車両のグラフィック、たとえばトラック、バス、ワゴン、飛行機への印刷に係る発明であり、甲1の図1には、以下の図が掲載されています。

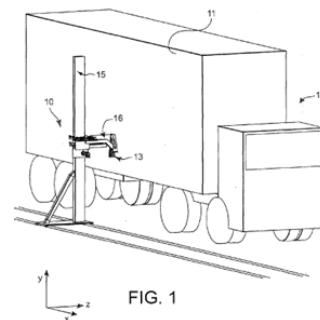


FIG. 1

¹ 実際には、Xは、特許無効審判(無効2021-800046号事件)の前に、本件特許の各請求項1、3、4、11、13乃至15、19、24、25、29、34及び35に係る発明を対象として、一度特許無効審判(無効2020-800009号事件)を起こしていますが、当該無効審判は、これらの請求項は当該無効審判中におけるYの訂正によりいずれも削除されたため、当該無効審判請求は却下されています。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

特許庁は、当該甲1発明について、段落【0070】～【0074】等の各段落を前提に、以下のとおり認定しました。

異なる色のインクジェットプリントヘッド14を備えた少なくとも1つの印刷ブロック18を備えるプリントアセンブリ13と、プリントアセンブリ13の位置決めを確実にし、水平(Tx)、垂直(Ty)、および深さ(Tz)方向の並進を可能にする3並進自由度を有するキャリア15と、プリントアセンブリ13の向きを確実にし、2つの直交軸に沿ってその回転(Rx、Ry)を可能にする2自由度を有するリスト16とを備え、最大印刷速度は、180dpiの解像度で2.142m²/分であるトラック12の外表面11上への3次元印刷に使用されるロボット10。

そして、甲1発明と本件特許の請求項5に係る発明(本件発明5)との間で、以下の相違点を認定しています。

「塗装剤ノズル」に関し、本件発明5においては、「前記塗装剤ノズルの全てが前記車両部品に同一の塗装剤を塗布し得るように、さまざまな前記ノズル列の前記塗装剤ノズルが、塗布される前記塗装剤が供給される塗装剤供給ラインと一緒に接続され」と特定されている(当審注:「前記塗装剤ノズルの全て」とは「塗布機器に設けられた全ての塗装ノズル」のことである。)のに対し、甲1機器発明においては、「異なる色」のものとして特定されるものであって、本件発明5のようには特定されていない点。

その上で、特許庁は、以下のとおり、阻害要因の存在を認め、進歩性を肯定しました。

甲1機器発明は、「異なる色のインクジェットプリントヘッド14」を備えるものであって、甲1の【0010】及び【0055】によると「あらゆる画像複雑さにかかわらずあらゆる画像または写真を印刷することが可能なデジタル技術とを使用して」、「1600万色による180dpiの印刷品質で、表面上でのデジタル画像の3次元自動印刷を可能にする」ことを目的とするものである。してみると、甲1機器発明における「インクジェットプリントヘッド14」の全てが同一の塗装剤を塗布し得るように塗装剤供給源と一緒に接続されると、その目的を果たすことができなくなるので、甲1機器発明において、相違点5-1に係る本件発明5の発明特定事項を採用することには阻害要因がある。

3. 知財高裁の判断

知財高裁は、上記の特許庁の判断と同趣旨の判断を行います。

審決取消訴訟において、Xは、例えば以下の甲1の図(図10)等において、1つのインクドラム60から、1つのチューブが1つのポンプ61へと繋がり、さらに1つのポンプ61から1つのフィルタ62を経て、1つのヘッドリザーバ63へとインク(塗料)が供給され、そのヘッドリザーバ63から4つのインクジェットプリントヘッド14へとインク(塗料)が供給される構成が明確に示されていると主張し、「甲1発明を「異なる色または同一の色を吐出可能な」と認定すべきであると主張しました。

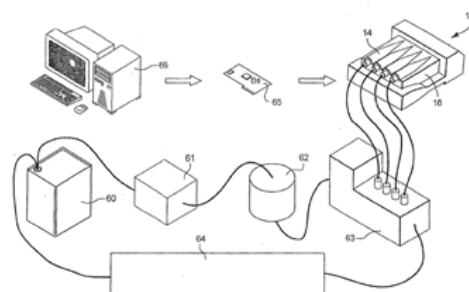


FIG. 10

しかしながら、知財高裁は、インクジェットプリンタの技術分野における技術常識(①インクジェットプリンタの技術分野では、複数のインク貯蔵部を1つにまとめて配置し、複数のプリントヘッドを1つにまとめて配置し、さらに、インクをインク貯蔵部からプリントヘッドへと供給する供給ラインを1つに束ねて配置するという周知技術が存在していたこと、②同技術分野では、図面、特に概略構成図では、紙面の大きさや図の概略化の都合から同じ又は類似の構成が複数存在する場合にその1つのみを図示することが慣習的に行われていたこと)から、主引例がXが主張するような構成を開示しているとはいえないと判断しました。

その上で、阻害要因についても、特許庁と同様の判断をしています。

4. コメント

本件は事例判断ですが、技術常識を前提に主引用発明である甲1発明の開示内容を丁寧に認定し、当該認定を踏まえて阻害要因の存在を肯定しているものとして、参考になると思われましたので、ご紹介しました次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

イエローステッチに係る位置商標について、
商標法3条2項に該当しないとされた事例長谷部 陽平
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和5年8月10日判決(令和5年(行ケ)第10003号)裁判所ウェブサイト〔イエローステッチ事件〕

裁判例はこちら

1. 事案の概要

Xは、以下の商標登録出願(商願2018-77608)の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決を不服として、知財高裁に審決取消訴訟を提起しました。

(1) 商標



(2) 商標の詳細な説明

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、靴の上部とソール(靴底)部分が接した境界部分の領域に靴の外周に沿って配された黄色の破線状の図形からなる。なお、破線は商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(3) 指定商品

第25類 靴類

(なお、令和3年3月19日付けの補正書による補正後の指定商品は、第25類「革靴、ブーツ」である。)

2. 判決主文

請求棄却(審決を維持)

3. 争点

本件では、①商標法3条1項3号該当性及び②同条2項該当性が争点となりました。裁判所は、①を肯定し、②を否定しました。以下では、②(商標法3条2項該当性)に関する裁判所の判断を紹介します。

4. 商標法3条2項該当性に関する裁判所の判断

裁判所は、大要、「黒色の革靴(アウトソール及びウェルトも

黒)に本願商標(イエローステッチ)を用いる場合には、本願商標は相当程度の認知度を得ていると評価できる余地がある。もっとも、それ以外の色の革靴及びブーツに用いられる場合の本願商標の認知度が高いと認めるに足りる証拠はない。」と判断して、本願商標につき商標法3条2項該当性を否定しました。まず、裁判所は、商標法3条2項の判断枠組み等について以下の判断を示しました。

➤ 商標法3条2項は、商品の形状その他の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるものとして同条1項3号に該当する商標であっても、使用により自他商品識別力を獲得するに至った場合には、商標登録を受けることができると規定する。

同号に該当する商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標の構成、商品における商標の使用の状況、その商標ないし商品の使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、類似商品の存否などの事情を総合考慮して判断するのが相当である。

そして、上記において、当該商標は、原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品等に使用されるものであることを要する。もっとも、商品等は、その販売等に当たって、出所たる企業等の名称や記号・文字等からなる標章などが付されるのが通常であり、また、当該商標に係る特徴以外にも外観上の特徴を有していることがあることに照らせば、商品が、当該商標に係る特徴を具備していたという事情のみによって、直ちに当該商標について使用による識別力の獲得を肯定することは適切ではなく、商品の外観、商品に付されていた名称・標章その他の特徴の大きさや位置、周知・著名性の程度等の点を考慮し、当該商標が需要者の目につきやすく、強い印象を与えるものであったか等を勘案した上で、当該商標が独立して自他商品識別機能を獲得

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

するに至っているか否かを判断すべきである。

その上で、裁判所は、各考慮要素について丁寧に検討し、以下の判断を示しました。

➤ 本願商標の用いられたX商品は、昭和60年頃以降、日本全国において広く販売されており、本願商標の査定時までの販売期間は約35年と相当程度に長く、販売数量や売上高も相当程度に大きいものと認められる。また、本願商標は、全体が黒色の革靴又はブーツに用いられた場合には、視認性が高く目を引く部分であるといえ、需要者及び取引者が、黒等の暗い色の革靴又はブーツに施された黄色のステッチからXブランドを想起する例があることが認められる。他方で、黒色の革靴又はブーツであって本願商標と同じ特徴を有する商品については、Xの模倣品対策により、日本国内において流通する量が極めて少ない状況にあるから、本願商標と同じ特徴を有する黒色の革靴及びブーツが多数市場に存在するとはいえない。

…本件アンケート調査の結果からは、需要者のうち相当程度の者が、黒い革靴に本願商標が用いられた場合に、本願商標からXブランド名を想起できる程度に、黒い革靴に用いられた場合の本願商標は、認知度が高いものと認めることができる。

しかしながら、本願商標が黄色やベージュのアウトソール及びウェルトとともに用いられた場合には、必ずしも視認性に優れるものではなく、需要者の目を引くとはいえない。

そうすると、少なくとも黒い革靴に用いる場合には、本願商標は相当程度の認知度を得ているといえることができるとしても、それ以外の色の革靴及びブーツに用いられる場合の本願商標の認知度が高いと認めるに足る証拠はないというほかない。

➤ なお、商標権の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定められるものであるところ(商標法27条)、本願商標の願書の記載によると、下地が黒色であることは本願商標の範囲に含まれるものではないから、アウトソール及びウェルトが黒色である場合の本願商標の認知度をもって、本願商標自体の認知度を評価することは相当ではない。

5. コメント

本判決は、商標法3条2項の判断枠組みを具体的に示し、その上で、考慮要素についての判断を1つ1つ丁寧に示しています。特に、本件では、本願商標を使用したX商品(黒の革靴)について不正競争防止法2条1項1号該当性を肯定した別判決が出されているようであり、本判決は当該別判決との関係も意識した判断を示している点でとても参考になるものと思います。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

YouTube動画キャプチャ画像の無断利用事案における
利用料相当額(著作権法114条3項)松井 鴻
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和5年7月13日判決(令和5年(ネ)第10001号ほか)裁判所ウェブサイト〔令和の虎キャプチャ画像ブログ記事事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、Xが動画投稿サイトYouTubeに「令和の虎CHANNEL」と題するチャンネル(Xチャンネル)を開設し動画を配信していたところ、Yが開設したブログ(本件ブログ)において、Xが配信しXが著作権を有する各動画(本件各動画)からキャプチャした静止画を貼り付けて本件各動画の内容を解説する等した記事(本件記事1~8、本件各記事)を投稿していたため、XがYに対し、著作権(複製権及び公衆送信権)侵害に基づく損害賠償請求等を行った事案です。

本件各記事の態様は、そのほとんどが、30枚ないし70枚程度の静止画を用い、これらを本件各動画における時系列に従って貼り付けた上、各静止画の間に、直後の静止画に対応する本件各動画の内容を1行ないし数行でまとめた要約を記載し、最後に、動画閲覧者のコメント及び本件動画1ないし7に対する控訴人の概括的な感想ないし批評を記載する、というものでした。

2 本件の争点

本件では、①引用の抗弁の成否、②時事の事件の報道の抗弁の成否、③権利濫用の抗弁の成否、④損害及びその額が争点となりました。

本稿では、④のうち、著作権法114条3項の、著作権の行使につき受けるべき金銭の額の算定方法及び算定額に関する裁判所の判断について中心にご紹介したいと思います。

著作権法114条3項は、故意又は過失による著作権侵害があったとき、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額(利用料相当額)を自己が受けた損害の額として賠償請求

できる旨定めています。

本件では、Xは、著作権法114条3項の利用料相当額について賠償請求を行っており、利用料相当額の算定方法について、本件各動画には過去における著作権の利用実績がないため、映像コンテンツから静止画をキャプチャした場合の静止画の画像利用料について定めたNHKエンタープライズの規定¹に基づいた算定をすべきである旨の主張を行っていました。

3 裁判所の判断

裁判所は、Yの行為が本件各動画の複製及び公衆送信に該当し、①~③の抗弁はいずれも認められず²著作権(複製権及び公衆送信権)侵害が成立すると判断した上で、本件における著作権法114条3項の利用料相当額の算定方法及び算定額について、以下のとおり判示しました。

- ▶ 本件各動画については、「切り抜き動画³」に係る利用許諾とXへの収益の分配がされていることがうかがわれるものの、その分配状況その他の詳細は証拠上具体的に明らかでない。その他過去に第三者に対する本件各動画の利用許諾の実績はない。そこで、Xが本件各動画の著作権の利用料相当額を算定するに当たっては、本件各動画の利用許諾契約に基づく利用料に類するといえるテレビ局その他の事業者が定める各使用料の額を斟酌するのが相当である。
- ▶ Yによる本件各動画の利用態様は、本件各動画からキャプチャした本件静止画を本件各記事に貼り付け、これを本件ブログ上に投稿して掲載するというものである。その利用料相当額の算定に当たっては、他に映像からキャプチャした写真

¹ NHKが制作した映像・音声・写真素材の利用料について定めた規定です(<https://nhk-sozai.com/>)。使用する素材・目的ごとに様々な料金設定がなされています。

² 引用の抗弁については、本件各動画に対するYの感想ないし批評を述べる目的で本件各動画を引用したという側面を有することは否定できないが、引用の方法ないし態様は、本件各動画に対するYの感想ないし批評を述べる目的との関係で社会通念上合理的な範囲内のものであるということではない等の理由から、抗弁の成立が否定されています。

³ 特定のウェブサイト上で提供されるサービスを通じてXチャンネル上の動画をより個性的に編集して自己のチャンネルに投稿することを希望するクリエイターに対し、その収益をXに分配すること等を条件に、当該動画の利用を許諾し、その許諾のもとに、クリエイターにおいて編集が行われた動画。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の使用料に関する証拠がない⁴以上、映像からキャプチャした写真の使用料について定めるNHKエンタープライズの規定を参酌するのが相当である。

- ▶ なお、本件各記事のうち本件記事1～7については、本件各動画の全体をほぼ把握できるようにするものであって、実質は、映像そのものに準ずるものとも解し得るが、本来であれば、静止画(写真)を使用する枚数が多くなると、その使用料(映像からキャプチャした写真の使用料)も高額になるところ、その枚数が更に多くなり、静止画を利用したコンテンツの実質が映像に準ずる域に達した場合に、映像の使用料が参酌されることになってかえって使用料が低額になるというのは不合理であるから、映像からキャプチャした写真の使用料に係るNHKエンタープライズの規定を参酌するのが相当である⁵。
- ▶ 映像からキャプチャした写真の使用料に係るNHKエンタープライズの規定によると、使用目的が「通信(モバイル含む)」の場合の基本料金は、5000円とされ、また、写真素材使用料は、「カラー」、「一般写真」及び「国内撮影」の場合、1カット当たり2万円とされ、Yが利用した本件静止画は、合計362枚であるから、同規定に基づく使用料は、合計724万5000円(2万円×362枚+5000円)となる。
- ▶ NHKとXチャンネルとの相違(規模、事業内容、社会的影響等)及びNHKが制作した映像と本件各動画との相違(コンテンツが配信される媒体、視聴者数、映像ないし動画の制作に要する費用、労力及び時間、コンテンツとしての社会的価値等)が大きく、上記の額をそのまま採用することが相当とはいえないこと等の事情に加え、著作権侵害があった場合に事後的に定められるべき利用料相当額が通常の使用料に比べておのずと高額になることを併せ考慮すると、Yが本件各動画に係る利用料相当額は、これを150万円と認めるのが相当である。

4 コメント

以上のとおり、裁判所は、本件各動画の著作権法114条3項の著作権の行使につき受けるべき金銭の額の算定にあたって、NHKエンタープライズの規定を参酌しました。

とはいえ、結局のところ、本判決は、NHKとXチャンネルとの相違及びNHKが制作した映像と本件各動画との相違等を理由として、NHKエンタープライズの規定によって算出された724万5000円という金額を認容額とすることはなく、これより大幅に下がった150万円を最終的な認容額としています。

そのため、NHKエンタープライズの規定が実質的にどの程度算定の基準として機能したのか、あまり判然としないようにも思われます。

YouTubeをはじめとした動画投稿サイトで数多くの動画が投稿される中、これらの動画の切り抜き動画や動画内容をまとめたブログ記事等も数多く投稿されています。本件は、事例判断ではありますが、知名度の高いYouTubeチャンネルの投稿動画のキャプチャ画像等を無断で記事にした事件において、著作権法114条3項の利用料相当額の算定にあたって、裁判所がメディアの映像素材等の利用料に関する規定(NHKエンタープライズの規定)を参酌する手法を採用したものであり、実務上参考になりうると思われますので、ご紹介した次第です。

⁴ 本件では、NHKエンタープライズの規定以外にも、テレビ局その他の事業者が定める使用料の規定について証拠提出がなされていましたが、映像(動画)からキャプチャした写真の使用料に関する定めはNHKエンタープライズの規定にしか存在しませんでした。

⁵ なお、この点、原判決(東京地判令和4年11月24日裁判所ウェブサイト(令和3年(ワ)24148号)は、本件各記事は閲覧者が本件各動画の内容全体を概略把握し得るように構成されたものであり、このような使用態様に鑑みると、本件静止画の使用は、映像(動画)としての使用ではないものの、これに準ずるものと見るのがむしろ実態に即したものであるとして、映像の使用料に係る各規程(NHKエンタープライズの規定だけでなく、その他のテレビ局その他の事業者が定める使用料の規定も含む。)を参照するのが相当と判断していました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



事務所 News

当事務所の弁護士が、IP Stars 2023 の特許分野で高い評価を得ました

Managing Intellectual Property(MIP) が発表したIP Stars 2023 にて当事務所の弁護士が以下の分野において高い評価を得ました。

【弁護士】Patent star 2023 : 重富 貴光

IP Starsのウェブサイトはこちらからご覧いただけます。



セミナーのご案内

会場参加・オンライン 〈参加費無料〉

国際知財司法シンポジウム2023 ～アジアにおける知的財産紛争解決～

日時 ①2023年10月17日(火)13:30～18:00 裁判所パート

日本・インド・大韓民国による模擬裁判(消尽について)

パネルディスカッション(知財紛争解決の国際比較)

②2023年10月18日(水)13:30～18:00 法務省パート

基調講演(模倣品対策のための取組と官民連携)

パネルディスカッション(ECサイト等のプラットフォームによる模倣品対策)

パネルディスカッション(模倣品対策のための官民連携・国際連携)

③2023年10月19日(木)13:30～18:00 特許庁パート

パネルディスカッション(各国における審判実務一般について)

パネルディスカッション(各国における先端技術分野の審理について)

※重富弁護士が①裁判所担当パートにて登壇いたします。

会場 弁護士会館2階講堂・クレオ(住所:東京都千代田区霞が関1-1-3)

セミナーの詳細及び申し込み方法は、こちらをご覧ください

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。